私は日本共産党岡山市議団を代表いたしまして、今議会に提出された

陳情第1号新斎場候補地変更要望について、

陳情第3号特定秘密の保護に関する法律の拙速な成立に抗議し法律の抜本的な見直しを求める意見書の提出について、陳情第5号の特定秘密保護法の廃止を求める意見書の提出についての３件の陳情の採択につきまして委員長報告に反対の立場で討論いたします。

まず、陳情第一号の新斎場候補地変更要望についてです。

これは馬屋上学区冨吉町内の新斎場候補地に関連しての地元からの陳情です。

先の11月議会の補正予算に計上された馬屋上学区の新斎場候補地予定購入費について、市の説明不足等で地元が混乱し、予算は可決しましたが、その後説明責任を果たすため市は全戸訪問を実施しました。この陳情は、その結果報告を平成26年の1月27日の市民文教委員会で全戸訪問を9割がた終えその中で約三割程度の反対があるとしたとすることに対しての疑義を唱え、用地買収を撤回してもらいたいという内容です。

市当局は地元訪問時、あいさつに来たということで、個々に丁寧な説明や賛否を問うようなこともなく、何を持って賛成、反対と認識しているのかの根拠はわかりません。そのうえ、また新たに地元住民の半数を超える撤回の署名が添えられてこの陳情が出ているということは無視できないのではないでしょうか？私たち日本共産党岡山市議団は斎場は必要な施設であると考えますが、新設には地元合意が不可欠であると考えており、今の地域の混乱を無視することは行政不信をあおるだけだと考えます。

また、この候補地そのものは、産廃の跡地でもあり、まだ解明すべき点が多々あり、安全性も明らかになっていない現状で購入するのは時期尚早と考えます。よってこの陳情は採択すべきものと考えます。

次に、陳情第三号と陳情第五号の不採択について反対の理由をのべます。

この二つの陳情はどちらも特定秘密保護法に関する陳情です。

2013年12月6日の深夜、特別秘密保護法案が強行可決されました。この法案に反対する数万の人々が国会を包囲し、抗議の声がとどろく中、また政府が主催した公聴会でも党派を超えた多くの方がこの国会での成立は拙速すぎるとの意見がでたにもかかわらず、無視をしての強行可決です。

安倍首相は昨年の臨時国会初日の所信表明でも特定秘密保護法制定については一言もふれなかったにもかかわらず、突然提案しました。衆議院で45時間、参議院では22時間という短い審議で強行可決してしまいました。国会にも国民にも法の中身が何がどうなのか示されないまま、だまされたような結果です。ちなみに拙速といわれたPKO法でも衆議院で88時間、参議院で105時間というのですから、陳情第3号に明記されている拙速な国会審議という指摘は間違っていないといえます。

また委員会での強行採決はこの法案の違憲性が浮き上がった自民党の質問の、まっただなかに自民党席から動議が出され採択に移りました。しかし、その議員が何を言っているのか怒号で何も聞こえず、議事録にも議場騒然聴取不能としか書いていないのですから可決無効は明白なのに強行採決された結果となっています。日本の民主主義は死んでしまったのか？こんなやり方はおかしいと自民党の議員からも声が上がったほどの無茶苦茶な強行可決でした。

なぜ与党はここまで暴力的に審議をうちきり採決を強行したのかというと審議すればするほど、国民主権や基本的人権の尊重、平和主義という日本国憲法の基本原理を根底から覆す極めて危険な本質が表に出るのを恐れたとしか思えません。

それでは何がそんなに危険なのかをお伝えします

まず第一に「特定秘密」の指定は政府にゆだねられ国民は何が秘密かも秘密とされます。中身もわからないまま近づいた情報が政府の秘密の範囲なら、処罰になりかねないのです。自民・公明・維新、みんなの四党が第三者機関の設置で合意をしたといいますが、密室協議の修正のうえに名ばかりの第三者機関なので全く役立ちません。そのうえ、修正合意により秘密の指定期限は60年に延長されました。その６０年も延長可能であり、特定秘密に指定されれば国民に明らかにされない永久秘密となるものもあります。

そして2つめは処罰や監視の対象が広範な国民や報道機関にも及ぶことです。陳情第五号はメデイア関係者からの報道の自由と真実の報道を求める中身です。何が秘密かわからないまま取材した情報が秘密の対象だと最高懲役10年となるという重罰規定への危惧が明記されています。

まさに地雷を踏んだら最期という状況で自由な取材ができるはずありません。

これまで政府の情報機関は不当な調査活動を行ってきましたが、法的なお墨付きを与えることができます。監視の対象は、国から事業を受注して特定秘密の提供を受けた企業や、その下請けで働く労働者、その家族、知人にもひろがり極めて危険です。

そして第三に法案が特定秘密と指定されれば情報の国会への提供も政府の裁量にゆだねられ秘密会に提供された秘密を同僚議員に話すだけで重罰となるなど国会の国政調査権や議員の質問権を侵すものです。

国民主権と三権分立、議会制民主主義の根幹を壊すこの内容は私たち議会人としても絶対に許してはならないのです、法の施行は来年の四月、いまだに廃止、施行反対の声が党派を超えて広がっています、国民の知る権利を守り日本の健全な民主主義をより発展させ戦争をする国に日本を変えないためにも特定秘密保護法は今すぐ廃止すべきでありこの陳情は採択すべきものと考えます。

議員各位のご賛同を賜りますようお願いし討論とします。